

第436回南国市議会定例会会議録

第4日 令和6年9月12日 木曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 渡部靖	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 高野正和	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 子ども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 橋詰徳幸
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	参事兼教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	小松和英

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

＊

議事日程

令和6年9月12日 木曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（岩松永治） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。

16番土居恒夫議員。

〔16番 土居恒夫議員発言席〕

○16番（土居恒夫） おはようございます。みらいの会の土居恒夫です。

私からは、まほろば祭りについて、歯周病対策についてと、教育関連で校庭開放、子ども議会、MIARE！、そして最後に地元の課題について、以上お伺いしたいと思います。私なりに提案もしたいと思いますが、よろしくお願ひします。一般質問も中日なんで、少々お疲れと思いますが、お付き合い願ひしたいと思います。

季節は暦の上では秋になりました。古今和歌集にも、秋来ぬと目にはさやかに見えねども風の音にぞ驚かれぬるという和歌も古今和歌集にありますけども、ここで季節は来ておりますけども、少し遡りましてまほろば祭りにつきまして思い出していただきまして、お伺いしたいと思えます。

さて、まほろば祭りは大変猛暑というか、酷暑の中で行われました。関係者の皆様、本当にお疲れさまでございました。そこで、まほろば祭り当日の緊急搬送などにつきまして消防長にお聞きいたします。

○議長（岩松永治） 消防長。

○消防長（小松和英） まほろば祭り会場での救急搬送についてお答えをいたします。

救急隊が把握をしております熱中症疑いの救護者は、年齢、性別は様々ですが、6名いらっしゃいました。そのうち状態が回復した2名を除く4名の方を救急搬送いたしております。以上です。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。

そうなんですよね。ですから、これを踏まえましていろいろ提案をさせていただきたいと思えます。甲子園でも今年から2部制を取りましたり、あるいは今年クーリングタイムを導入しまして選手の熱中対策を行っていたり、あるいは延長をなくして、そういう制度もやっておりますよね。それでも選手の中には、テレビを見てみますとゲーム中に足がつったりして、度々ゲームの中断も見受けられていました。選手は日頃から激しい練習に耐えてきているので、今の暑さは大丈夫と思えますけども、しかしあの選手たちが足がつったりするようなことは尋常ではありません。

そこで、まほろば祭りの会場では、各所にミストシャワーを置いたりして対策は十分に講じられておりました。そこで、先ほど言われましたけども、消防長が言われてたように、このような緊急搬送も起きております。これ大事な事故に至らなかったのは幸いと思えますけども、これからも大変な暑さが続くと思われれます。

そこで、このまほろば祭りの開催時期、あるいは開催時間の変更ができないかについてお考えをお聞きします。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） まほろば祭りの開催時期や開催時間につきましては、8月上旬の最も暑い時期を避けることができないかを検討し、コロナ禍明けの昨年の吾岡山会場での4

年ぶりの開催では、8月26日に開催いたしました。ほかのイベントや会合などの状況から、今年は8月第1土曜日に戻し、熱中症対策を可能な限り行ったところでございます。また、開催時間に関しても開始時間を遅くできないか検討しましたが、団体からの出演希望の申出や学校から生徒の出演時間が5時までに終わるようにとの申出などがあり、結果としてこれまでどおりの最も暑い時間帯の開始となっております。

今年のまほろば祭りでは、熱中症対策を行ったものの、熱中症と思われる救急搬送があり、まほろば祭り運営委員からもまほろば祭りの開催時期に対する意見も出ておりますので、次回のまほろば祭りの開催時期や開催時間については、今後まほろば祭り運営委員会で検討していくことになるかと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。ぜひともこのような暑い中でやる子供たちから大人まで楽しんでおられる行事でございますので、これを絶やさないように、みんなが安全に、そして楽しく過ごせるような会を、日時も含め検討していただきたいと思います。

そこで、課長から答弁がありましたように、学校からの要望で出演時間が5時までとかということもありました。そのことを踏まえまして、次の質問をしたいと思います。

この前は、前回は鳶ヶ池中学でしたか、の生徒さんたちが暑い中で、4時ぐらいだったかな、ステージで演奏されておりました。子供たちは日頃からの音楽活動の発表の場として一生懸命演奏もされておりましたし、これは聞く側にとってもいいものだと思いますけども、あの中でやられるのは大変かわいそうじゃないかとふと思いました。

そこで、この次のいわゆる朝ドラのあんぱんの放映のレガシーとしまして、音楽祭でも開催してみたらどうかと。やなせ先生は愛と勇気、いわゆる平和をメッセージとして世に送り届けられた先生です。その先生の意志も継ぎながら、MIARE！という舞台もせっかくありますので、中学生あるいは小学生でもいいです。そういう愛と平和の記念コンサートであるとか、あるいはチャリティーコンサートであるとか、お金を取ったらどうか分かりませんが、そのような吹奏楽部等々の演奏会をやられてみたらどうかと、そして最後にみんなで手のひらを太陽にを歌うとか、アンパンマンマーチを歌って終わるとかということ、やなせ先生の意志を継いだ一つのレガシーとしてそのようなことが、音楽祭ができないかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） まほろば祭りでの中学生の音楽演奏について

は、まほろば祭り運営委員会からの出演依頼により各学校が出演を決めているようでございます。学校としましては、生徒の発表の機会ということで参加をしていると思いますが、議員言われましたように、炎天下での演奏は生徒にとっては大変なものだったかもしれません。議員御提案のMIARE！での中学校の吹奏楽を主体としたコンサートでございますが、南国市の中学生が南国市の施設で演奏会を行い、名誉市民でありますやなせたかしさんにゆかりのある曲を演奏することには意義があると思っております。今まで合同でMIARE！でのコンサートを開催したことはございませんので、課題は多くあるかと思いますが、そういったコンサートの運営が可能か、中学校の吹奏楽部の関係者と協議をいたしたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ぜひとも前向きに、これは大変有意義なものだと思いますので、子供たちの発表の場として、そして市民が平和とか愛を考える、勇気を考えるようなコンサートにさせていただき、市民が楽しめるような催しをお願いしたいと思います。子供たちは一生懸命演奏してます。大人は暑いのでビールを飲みたいと、その中で非常に矛盾をした点も見受けられますので、子供たちは演奏は演奏会場としてちゃんとしたところで演奏するというのも一つのものではないかと思ひまして、この提案をさせていただきました。ぜひともよろしく願いいたします。

次、2項目めに歯周病対策の質問をさせていただきます。

歯周病の怖さを改めて述べる必要がないかもしれませんが、歯周病を含めた口腔ケアに対する意識が低いのではないかと思います、質問をさせていただきました。

歯の健康と全身の健康は非常に関連性があります。特に、歯周病は万病の元と言われております。科学的にも糖尿病や心筋梗塞などとの関連性が認められていますし、適切な歯科治療を受けている方は、定期的にスポーツをしている人に近い程度まで健康寿命が延びることも報告されています。また、歯周病の原因菌が血管内に入り込むことにより、神経細胞がダメージを受け、記憶障害が起こり、認知症を悪化させるという結果が、マウスを使った実験で分かっています。歯の健康が認知症のリスクに影響を与えて、歯を失うことで認知症のリスクが最大で1.9倍になるという報告も出ております。

そこで、本市の歯周病の受診率をお聞きいたします。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 保健福祉センターで行っている6月と11月の無料歯科健診及び年6回の総合健診での歯科健診での受診率は、令和5年度

は40歳以上の方が1.1%となっています。個人で受診されている受診率については把握できておりません。また、妊娠中は歯周病になりやすいため、無料で行っている妊婦歯科健診では受診率が高くなり、毎年35%から40%程度となっています。以上です。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。そうなんです。この数字をもらってびっくりしてはいましたが、40歳以上の方が1.1%の受診率ということで、ほかに多分かかりつけの歯医者さんとか、そういうところでやられてるとは思いますけども、さらに40、50、60、70、行くか分かりませんが、そのあたりまでやはり受診勧告をしていただく、あるいは個人でもいいですから、歯周病のいわゆる受診を特定でもいいですけども、個人でもいいですけども、やっていただくような周知をしていただきたいと思います。そして、この初期の段階では、生活習慣や定期的な歯科健診なども予防として重要だと思います。それらも含めまして、歯周病予防としてほかにどのような取組をされているかお聞かせください。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼子ども家庭センター所長（藤宗 歩） 先ほども申しましたが、6月と11月には市内の歯科医療機関に申込みをして受診できる無料歯科健診と、妊婦の方には母子手帳交付時に市内医療機関で無料で受診できる妊婦歯科健診受診券をお渡ししています。また、毎年秋にスポーツセンターで行っている健康きらりフェアでは、口腔ケアのコーナーを設け、歯科衛生士による歯科保健指導を行っています。以上です。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。歯周病は初期の段階では自覚症状もなく進行することも多く、歯周病が進行すると歯肉が腫れたり痛みが出たりなどして、初めて歯周病に気づくこととなります。しかし、歯周病と気づくほどの自覚症状が出たときには、もう手後れになっていることも多いようですので、啓発には余念のないように取り組んでもらいたいと思います。

そこで、歯周病を増悪する危険因子の一つとしてストレスが取り上げられています。人はストレスに侵されると唾液の分泌が減少したり、食事の忙しさで必要な栄養が取れなかったり、歯磨きも不規則になったりして歯磨きをしなかったり、習慣に影響が出て歯周病の原因菌が増加しやすくなるということです。食いしぼりや歯ぎしりもストレスが原因で起こると言われています。

そこで、ストレスが多いと思われる職場で働いている方などに歯周病健診をさらに進めるこ

とも大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長兼こども家庭センター所長（藤宗 歩） 2025年には国民皆歯科健診制度が開始されます。企業の健康診断や人間ドックでの受診が必須となりますので、ホームページやチラシ等で呼びかけていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） 来年度に国民皆歯科健診制度が始まるということでございますので、国の動向も見ながら、さらに歯周病対策に余念のないように取り組んでいただきたいと思います。歯周病は歯を支える骨が溶けてしまうという大変恐ろしい病気です。抜歯原因である虫歯より歯周病による抜歯が多いということです。口の衰えは体の衰えにつながります。全身の健康のために、歯周病健診強化に努めていただくようお願いしまして、この質問を終わらせてもらいます。

3項目めに、教育関連の質問に入ります。

1点目は、少し私も勘違いしているところはあるかもしれませんが、一応質問をさせていただきしたので、改めて聞きたいと思っております。

小学校の校庭を開放してできないかということにつきましてお聞きします。

まず、本市の公園状況についてですが、管理をしている公園内でキャッチボールやサッカーボールの遊びができる公園はどれぐらい存在していますでしょうか。

○議長（岩松永治） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 本市におきましては、小さなお子さんなどにボールが当たってけがをすることがないように、公園内でのボール遊びは原則禁止としております。ただし、吾岡山文化の森公園内のサッカー場東側にある芝生の憩いの広場内においては、ボール遊びは禁止していません。また、バスケットボールゴールを設置しております十市水分物流公園につきましても、同様にボール遊びの禁止をいたしていません。以上です。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。そういうことなんですね。吾岡山公園であるとか、水分の物流団地内のところであるとか、本当に子供たちがいつも暮らしているそばにある公園、身近な公園ではボール遊びはできないということになっているようです。子供たち、最近の家も門扉っちゅうか塀ですか、塀がなかったり、そういうところが多いんで、公園でやるとそのまま野球ボールが飛んできたり、サッカーボールが飛んできたりということも、

どうも遊んだらいけないという原因になってると思います。

そこで、少し子供たちが自由にボール遊びができるような、みんなの校庭プロジェクトという取組がありますので、ちょっと御紹介させていただきたいと思います。この事業の趣旨は、都市化が進む本市においても自由に遊べる空間を広げ、子供たちが本来持っている、外でボール遊びを思い切りしてみたいという欲求など、子供のやりたいを実現する取組であります。豊中市では、ずばり校庭で遊ぼうという取組、豊中のほうはいわゆる事業としまして、ほかにも全国各地にたくさんの事業があって、この今紹介しました豊中のほうでは、民間の事業者が運営を行っているようで、校庭の開放に取り組んでおるようです。ほかにもいろんな事例がありますけども、ここで本市もこのような校庭の開放に取り組んでみられたらどうかと思いますけども、そこでお聞きいたします。

○議長（岩松永治） 教育次長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（溝渕浩芳） 小学校に放課後や休日に児童が校庭を利用することについて確認いたしましたところ、放課後は開放時間帯に少し差はありますが、帰りの会から最終下校時間までとなっており、児童が自由に遊べるようにしている学校がほとんどでございます。遊んでいる児童数は平均5人から6人程度で、保護者の迎えまでの間遊んでいる児童もいると聞いております。多くの児童が学童あるいは下校しているようで、その後の時間帯は社会体育などに解放をしております。休日につきましても、学校は校庭の使用を禁止はしておりません。理由としましては、ボールを使うことや思い切り走り回ることのできる公園などの施設が近隣にないというためでございます。ただし、休日や最終下校時間以降は学校の管理下ではないため、十分注意して使用していただくこととなりますので、学校に用のない場合は学校に来ないようにと児童に指導している学校もでございます。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。私が聞いた学校はどうもやってないような気がしますので、そこはやってる学校、やってない学校というのが差がないようなことで、また改めて要望しておきたいと思います。けど、校庭の開放には危機管理という問題もありますので、スポーツクラブに任せるとか保険とか、いろんな問題も出てくると思いますけども、やはり子供たちの身体運動、家に閉じ籠もってゲームで遊ぶより外で伸び伸びと運動させるようなことが大変大事だと思いますので、ひとつここはよろしくお願いいたいと思います。

2点目につきまして、子ども議会でございます。またかよということかと思えますけども、改めましてここで子ども議会について質問をさせてもらいたいと思います。

最近新聞を見ても、大変子ども議会を各地で行っておりますので、どうもそれを見るとじくじとした思いがします。以前、私の答弁をしていただきました教育長は、かなり前向きな発言をなさっていたかのように受け止めておりました。しかし、あれから随分と月日も流れまして、子ども議会の熱もすっかり冷めました。そこで、私の今までの質問が小学生も含めたというふうなことも言うたようなこともありますので、そこで角度を変えまして、今ドリームトークを市長がやられとると思いますけども、ドリームトークのいわゆる議会版みたいな、ドリームトークをここの本会議場でやってもらうということにつきまして、それでどうかなと思ひまして、考えが浮かびましたので、市長とこの話しました。市長とそして教育長に、ぜひこのドリームトークを変えて、この本会議場でできないかと、子ども議会を。それについてお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（岩松永治） 教育長。

○教育長（竹内信人） 今年度のドリームトークも9月30日、北陵中学校を皮切りにスタートいたします。現在、各学校では、生徒会を中心に準備を進めているところですが、その中で今年度の生徒からの質問、要望に、ドリームトークを4校合同で実施することはできないかという質問が出ているということをお聞きしております。子供の要望をかなえる形で、土居議員からもありましたように、議場で行うということでありましたら、子供たちにとっても主体的な取組として、また学校行事を増やすこともなく、移行ができるのではないかというふうにご考へております。今年度のドリームトーク終了後、この事業の所管であります企画課とも協議をいたしまして進めてまいりたいというふうにご思ひます。

○議長（岩松永治） 市長。

○市長（平山耕三） 今教育長からも御答弁申し上げたとおり、学校運営に支障がないということでありましたら、私としましては異存はないところでございまして、ドリームトークといわず、子ども議会をやればというように思ふところではあります。以上です。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。なかなか以心伝心みたいなもので、4校で、そうか。4校で合同でできるという点があるからという利点を言うことをすっかり頭から抜けてました。確かにいいですね。ぜひ子供たちの主権者教育でございますので、議会を知っていただき、若い子供たちが議会ということ、あるいは市政につきまして関心を持っていただくことは大変重要だと思いますので、ぜひとも前向きというか、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

次に、MIARE！につきましてお聞きします。

まず、ホール以外の使用料につきましてここでお聞きしたいと思います。

使用料ですけれども、使用料のメニューの中には、会議室、サロンとかいろいろ入ってます。ここで私が一番気になりましたのは、後もちょっと関連するんですけども、ホワイエとか、そういう展示をする場所、ホワイエは本来、後でも言いますけれども、無料であるということが私の本来の考え方なんですけれども、料金をいただく、使用料をいただくとなりましても、ホワイエの場合、時間貸しというのは大変おかしなシステムじゃないかと。例えば展示作品をグループが展示をするときに、絵を1枚、2枚かけるときに、1時間でかけて1時間200円とか、そういう作業はできないんですよ。作業するにはある程度半日で500円でも何百円でもいいですけども、半日縛りでやっていただかないと、なかなか1枚、2枚かけて、はい、2時間とか、そういうふうな縛りができないと思いますけれども、この料金設定につきまして変更するお考えがないかお伺いします。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 使用料につきましては、近隣市町村の文化施設の料金等を参考に、他市町村よりも安い料金設定としております。また、ホワイエを短時間だけ借りる方は少ないとは思いますが、午前、午後、終日のような選択肢にするよりは、実際に使った時間だけの使用料を御負担いただいたほうが利用者の納得もいただけると考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） いや、利用者の立場から納得がいかないから聞いているわけですけども、実際、例えば課長が自分の絵をかけるとして、じゃあ1時間でかけられなかったから1時間5分かかった、5分の使用料も取られるという、何かその時間が非常に縛りがおかしいと。近隣市町村とか言いますが、ほかの県とかほかのところがそういうふうな貸し方をしてないところも多数あります。半日とかそういう。できたらそういうふうな縛りで、使い勝手のいいように、時間貸しじゃなくて、そういうふうな余裕を持った使用料の設定につきまして、ぜひとも検討の余地がありましたらお願いしたいと思います。

そこで、ホワイエのことですが、ホワイエというのは通路、ロビーとかというふうなことでございますけれども、MIARE！の場合のいわゆるホールの分の待合というふうなものじゃどうもないんじゃないかと、大変狭いし、言えばそういう何か広々としたロビーのようなものじゃないですから、ホワイエはぜひとも市民開放でせめて無料にしてあげたらどうかと、例えば美術館の回廊、あるいはかるぼーとの廊下側はたしか無料のはずですけども、そこも調べて、

かまんかったらぜひとも市民開放でいつでも使えるようにしてあげたら、料金の問題も発生しないで、市民が、借りたい人があこへ壁面へ飾ると、そういうことを私は考えるんですけども、課長の答弁をお願いします。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 一般的に、ホワイエはホールの入り口から観覧席までの通路であり、開演前や休憩時間における社交の場、また公演に関連した物品の販売などに利用されるスペースとして、ホールと一体的に使われることが一般的であると思います。それに対しまして、M I A R E ! のホワイエは、そのような機能に加えて、ホワイエのみを独立して使用することを可能とした空間としております。物品の販売等ができるスペースとして貸出しも行っており、市民の皆様にとって多様な使い方の選択ができる貸しスペースになっているのではないかと考えております。必要な方がそれぞれの用途のために使える空間であり、受益者負担の原則から使用料の負担を求めていますので、御理解、御協力をお願いしたいと思います。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。本来わざわざホワイエを借りてやらなくても、ほかにM I A R E ! の中に、交流センターの中にそういうちょっとした展示室でもあれば、ホワイエでやらなくてもちゃんとした貸しギャラリー的なものがあれば問題なかったと思いますけども、そういうことも根底にはあると思います。これをいつまでたっても言うてもいかんと思いますけども、そこは無料も含め、あるいは金額の設定も含め、考えていただきたいと思ってこれは終わりますけども、関連しまして、今度はホワイエとか、あの通路側にある、名前はカタログラックでいいんですか、ラックの位置の移動をお願いしたいと思います。なぜなら、今設置しているカタログラックの上にはピクチャーレールがちゃんとあるわけです。ところが、そのラックがあるためにピクチャーレールを使えない、展示しようとしても使えないような状態になってるんです。

そこで、前からちょっと言うておりましたけども、本当になかなか前に進みませんので、改めてこの議会で質問をしまして、改善をしていただきたいと思ひまして、この問題を取り上げさせていただきました。せっかくピクチャーレールも今全然使えない状況になっております。そのピクチャーレールも使えるように、今あるカタログラックをもうちょっと目立つ、僕は思うには、もう正面の入り口の前でも、全然あそこの利用価値はないんで、カタログラック置いて全然おかしくないことであります。設計事務所とも話していただいて、ぜひともこの移動について考えておりますけども、ここのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 議員の御指摘のとおり、パンフレットの陳列棚の位置はホワイエでの作品展示に支障があり、来館者の目に触れにくい場所にあると認識しております。より適切な場所に設けることができないか、費用面も含めまして可能な手法について引き続き研究をしているところでございます。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） 研究はいいですけども、本当、とにかく移動するようにできるだけ見積りも取って、費用も要ると思いますけども、ぜひともやっていただきたいと思います。来年には成人の部の市展が初めてMIARE！でやることになっております。市民も期待しておると思いますので、せっかくの初めての試みでございますので、展示者はじめ、来場される方々も心地よい気持ちで展示というか、いわゆる来場していただいて鑑賞できるような環境を整えていただくように、ぜひともよろしく願いいたします。

そして最後に、今度は令和5年度の南国市一般会計の特別会計決算審査意見書による監査委員の総括の中にMIARE！につつまして書かれておりますので、ちょっとここで御紹介したいと思います。

昨日も山中議員からもちょうと言われておりましたけども、次のように書いておりますので、少し読んでみます。

令和4年度から運用開始された地域交流センターMIARE！については、ホール部門の稼働率が令和5年度実績で37%と低迷しており、十分活用されているとは言い難い状況にある。最終的な運営方法についてはいまだ検討中のようなのであるが、文化の拠点として市民の方々に積極的に活用いただくということが本来の目的である。本来の目的達成のために、あらゆる方策を御検討願いたいと大変厳しい御意見が書かれております。僕は以前より、事あるごとにこのホールの運用につつまして、本当に指定管理を専門の方に任せるべきではないかというて言ってきました。監査委員の意見も踏まえまして、今後どのような取組を考えておられるか伺います。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 山中議員からの一般質問で市長が答弁しましたとおり、令和5年度は直営で管理運営を始めた2年目でありましたので、稼働率を上げることよりも施設の管理運営を安定させることに重点を置いておりました。本年度は、MIARE！をより広く知ってもらうこと、また自主文化事業の実施のための課題を把握するために、実証実験的に明和電

機&海洋堂高知によるトークショー、クラシックコンサートや子供映画上演会等の自主事業も計画しております。これらを踏まえた上で、今後の管理運営の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） いつまでということはなかなか難しいんでしょうけども、なかなか自主文化事業だけでは難しいことだと思います。四万十市の例を挙げますと、「しまんとびあ」は非常に活発に事業展開をしております。これは前にも言いましたけども、開館の既に1年前から指定管理者を決めてJRの中で宣伝したり、いろんなことで「しまんとびあ」ということを宣伝もしながら取り組んでおりました。これに比べまして、MIARE!につきましたはなかなか遅々として進んでないようなことが現状であります。今後の反省に立ちまして、指定管理者というのは、市長も書いておられますけれども、いわゆる直営運営を始めて様子も見ながらということをございますけども、これ指定管理でやるも何も決めてないんですか、質問には書いてなかったですけど、聞きます。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） まだ運営方法については確定しておりませんので、これから検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） これから、非常に便利な言葉ですけども、これから。これから検討、この前にも検討してないわけ、これから検討するんですか。

○議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 今までは管理の点について、管理が落ち着くように行っておりましたが、自主事業の運営方法について検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） 課長は令和5年度の決算事務事業評価表で、MIARE!の今後につきましたの方向性ということで、市民の生涯学習環境の充実だけではなく、世代を超えた交流を促すイベントや市民交流を行い、町の活性化につなげていきたいと考えておりますと書かれておりますので、なかなか言われませんが、本市の中で全て言われているようなことを全部やろうとすれば、なかなか無理があることだと思います。早く指定管理も決めながら、方向性も完全に決めて前へ進んでいって、市民が本当に交流の場として、夏には夏季大学も行われるとか、そういうふうな市民楽しみのこともやっぱり待っていると。あるいはコンサート

とか、やっぱりあると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

最後、4問目に地元の課題につきまして質問をします。

この拡張工事につきまして、部落長名で地元で出しておりますけども、なかなか改良工事が施工されるような気配もありません。地元から道路拡張改良の要望しても、二、三年、いや、それ以上待たなければいけないのが当たり前のようなことで、市民も熱も冷めてるような現状です。議会においても度々質問も出ておりますので、同じ質問になるかも分かりませんが、その背景に何があるのかお聞きしたいと思います。

この道路拡張、いわゆる狭隘道路、特に狭隘道路整備事業の年間予算がそもそも少ないのではないかと思います、この事業の年間予算は幾らでございますか。

○議長（岩松永治） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 狭隘道路整備等促進事業の年間予算につきまして、直近の5か年で申し上げますと、令和2年度が840万円、令和3年度、4年度、5年度の3か年につきましては、各年度2,160万円、そして令和6年度が5,500万円となっております。以上です。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。年々御努力によりまして増えておりますけども、さてこの事業での要望箇所は何件ぐらいございますか。

○議長（岩松永治） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 建設課で受付をした市道拡幅の地元要望のうち、狭隘道路整備等促進事業の対象となる要望件数は27件でございます。なお、計画的に事業を進めたいと考えております。以上です。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ありがとうございます。この狭隘道路の整備事業として27件で、1か所どれぐらいか分かりませんが、先ほどの予算からいきますと、なかなか年数もかかるような気がぱっと思いのにします。そこで、県費の補助金申請枠を増やしたりして、市民の要望に速やかに応えるべきではないでしょうか。そして、県内全体額もさらに増額要望し、補助残の市費も増額して取り組んでいくべきではないでしょうか。そのことはお聞きしておきたいと思っております。それと、思うに技師の不足も背景にあるのではないかと思います。増員の方法や、あるいは測量の発注などの仕方も検討もいただきまして、都市整備課、建設課でうまく調整しながら、そして財政課もひとつお金も弾んじゃって、この狭隘道路整備事業、これ道路改良とはまた別ですんで、狭隘道路事業だけでこういう状態ですんで、本市の取り巻く道路環境

は大変厳しいものがあると思います。度々道路のへこみで車が壊れたとかというような損害物件も起きておりますので、そんな状況を一日も早く、ないようなことを取り組んでいただきたいと思います。

そして、この地元要望の中には、これは十市の分ですけれども、いわゆるセットバックして塀がありまして、そのばちをとった塀を除去するのは建設課がやるけれども、新たに塀を作り直すのは個人負担にしてくださいというふうなことも言われておるようですけれども、これでも何か矛盾した話になると思います。十市だけじゃなくてほかの道路も、家の道路も引っかかるときに、その塀を、あんたんくの塀のけるき、この分が除去する、あとは塀を作ってやというて地主に言うていくと、ほな無償提供せんぞということも出てくるやもしれませんし、そんなことを、ブロック塀を新たに作り直すという、そのメニューがあるかどうか分かりませんが、そういうことも含めまして、今後の宿題として、救急車やら消防車が通れないような道路を一日も早く直していただくよう要望して、この件を終わります。

続きまして、浸水県道と言いましたけど、いわゆる冠水です。水がつかってという県道の要望について質問をしたいと思います。

高知県の東土木事務所には失礼だと思いますが、浸水県道というて、県道栗山大津線をそういうふうに使わせてもらいました。なぜなら、度々降雨のときに通行止めになるからです。場所は十市保育園から300メートルぐらい緑ヶ丘のほうへ西へ行った場所ですが、これ本当、ちよっとした大雨ですぐに冠水し、ガードマンが立って通行止めになります。そして、今回質問したのは、5月28日に発生しましたいわゆる線状降水帯による大雨で、十市川といいますか、あれは東沢川かな、が氾濫しまして、ここへ市道を通りかかって、間違っこのところへ車が入って、このような一歩間違えれば大事故になるようなことも起きております。これも全て起因するのは、いわゆる冠水箇所からの排水が東沢川からずっと十市川と行って、東沢から南へゆるるところを南へ抜けて、それで排水してるわけですけども、その排水機能が悪いためにずっと水がつかって、大雨にはこういうふうになって、とうとうここまで水が来てというような状態になっております。この県道は十市保育所や、あるいは通学路にもなっておりますので、そして及ぼす影響は、いわゆる農免西南道路にも影響しまして、水が冠水しております。道路が。今後この冠水対策につきましてどのように取り組んでいただけるかお答えください。

○議長（岩松永治） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 令和6年9月6日に高知県中央東土木事務所に参加して、県道栗

山大津線の冠水についてお話を伺いましたところ、ゲリラ豪雨や線状降水帯等が近年頻繁に発生していることが県道が冠水している要因ではないかとお聞きしました。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） いやいや、それはそうですけども、水がはければそこまで行かないわけですよ。だから、そのあたりの考え方というのは、東土木事務所には聞いておられませんか。

○議長（岩松永治） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） そこら辺は詳しく中央東土木事務所のほうはおっしゃっていませんでした。以上でございます。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） この件につきましては、私議員になりたてのときに東土木事務所に行って話もしております、測量もしておるはずですよ。いわゆる東沢からゆるというところの位置が高くて、今の十市保育所から300メートルぐらい行った水が発生してるところから比べますと、水面が高いということで、水はけが悪いというようなことも測量もあると思いますので、それも含めまして、ポンプで強制的に水を抜くとかも含めまして、ぜひとも重大な事故にならないように、今後ますます雨は強くなると思います。東土木と連絡を密に取っていただきまして、早急、なかなか予算もかかることはありますけども、対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問で、避難道路につきましてお聞きします。

このことは、十市に住んでいるおじいちゃんに、小学校の夏休みの宿題で避難道路のことに勉強したいということで、おじいちゃんに避難道路、避難所へ行こうということで聞いたことからです。事の起こりはそういうことです。そのおじいさんが、孫が言うので防災リュックを背負って避難場所である十市の峰寺のところへ行こうとしたそうです。ところが、お孫さんが、おじいちゃん、この木危のうないと、非常に根もむき出しになっておりました、結構な大きな木が何本かあります。この道路は札所でありますので、大きな大型観光バスやそのような通行も非常に多いです。そして、この前の南海臨時地震のときのその前の津波避難が出たときには、車で県外の方も含めまして、数台峰寺まで上がってきたそうですので、やはり地域以外の方もあの辺通りかかられた方なんかも、峰寺のほうへ上がるようなことも想定されます。

そこで、その避難路であります十市峰寺の道路脇の道路の危険性の除去につきましてお聞きしたいと思います。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 避難路や高台の緊急避難場所、津波避難タワー等につきましては、整備後の日常的な管理、例えば草刈りや簡易な清掃などにつきましては、地元の自主防災組織等をお願いしているところです。一方、施設の修繕や避難場所、避難路の維持のために工事が必要になった場合などにつきましては、市として対応を行っているところです。今回お尋ねの箇所につきましては、状況を確認し、適切に対応してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 土居恒夫議員。

○16番（土居恒夫） ぜひともそこだけじゃないと思いますけども、そのほかにもいっぱいあると思いますけども、大変忙しい中、勝手なこと言いますけども、何とぞよろしく願いいたします。

これで質問を終わりたいと思います。いろいろ御丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。

○議長（岩松永治） 1番齊藤正和議員。

〔1番 齊藤正和議員発言席〕

○1番（齊藤正和） 議席番号1番齊藤正和です。通告に従い、質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

福祉サービスの充実についてです。40歳になられた方へということで、厚生労働省が介護保険制度について2024年3月に作成した資料が厚生労働省のホームページに公表されていまして。その中には、介護を社会で支え合い、老後の不安を軽減しましょう、介護保険制度は高齢化や核家族化の進行などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として2000年に創出されました。現在では約690万人の方が要介護、要支援認定を受け、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着しています。介護保険への加入は40歳以上とし、40歳から64歳の方については、御自身も加齢に起因する疾病により介護が必要となる可能性が高くなることに加えて、御自身の親が高齢となり、介護が必要な状態になる可能性が高まる時期でもあります。老後の不安の原因である介護を社会全体で支えるためにも、40歳以上の方に保険料を御負担いただいていますということが書かれており、市民の皆様からも介護保険料が徴収されていると思います。最近では、南国市内でもサービスつき高齢者住宅が建てられるなど、施設については増えてきているように思います。しかし、家で暮らしたいという方もたくさんいらっしゃいます。

そこで質問です。現在南国市内で提供されている在宅介護サービスは、こういった種類がありますか。内容と利用状況についてお伺いいたします。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 国へ報告いたしております介護保険事業報告、月報でございますが、その7月の数値でお答えをいたします。

居宅介護予防サービスのうち、訪問サービスは941人の方が御利用しており、主なものは訪問介護239人、訪問看護284人、居宅療養管理指導343人で行っていました。通所サービスは764人の方が御利用されており、内訳は通所介護、デイサービスですが、402人、通所リハビリ362人です。短期入所サービス、いわゆるショートステイでございますが、こちらは121人御利用されておりました。内訳は、特別養護老人ホームが96名、老人保健施設が25人です。このほか、福祉用具の貸与、購入費への助成、住宅改修サービスなど、これは934人の方が御利用されております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。南国市内でも訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所サービス、短期入所サービスなどが提供されており、在宅生活を送る上でも幅広い選択肢があるのかなと思います。しかし、在宅生活についてちょっと心配になる記事が8月26日の高知新聞にありました。内容としては、県内の郡部で高齢者らの在宅生活を支える訪問介護事業所の閉鎖が相次いでいる、ホームヘルパーの高齢化と人手不足が原因で、2023年までの5年間に10市町で計24か所減り、24年も複数の閉鎖が見通されている。さらに、今春の介護報酬のマイナス改定により、ただでさえ効率化の難しい郡部の経営環境は悪化している。業界では介護の需要と供給のバランスが崩れ、保険料を支払っても必要な介護を受けられない介護難民が増えると懸念する声が高まっていると心配な記事が掲載されていました。これ、介護難民が出てくるっていう現実が本当に高知県内で迫っているということです。

私もちょっと心配でしたので、南国市内のケアマネジャーさんに南国市内の訪問介護の現状について伺ってみました。すると、近隣の市町村からヘルパーさんも来てくれているということもあり、中心部や南部は比較的サービスの提供ができているということでした。しかしながら、ヘルパーさんの高齢化や、土日が休みのところもあり、希望どおりのサービスは難しかったりもしている。北部の山間部になると、行ってくれるヘルパーさんがいないこともある。家族が仕事を辞めて見ている人もいます。長期のショートステイを利用している人がいるということで、ほかの地域と同じサービスの提供が困難になってきているということでした。これが南国市の今の実情です。

また、ケアマネジャーさんのほうから、南国市内のヘルパーさんは少なくなっている、

ヘルパーさんの高齢化もあり、重たい買物はなかなか頼みづらくなっている、身体介護を伴うサービスの提供も難しくなっているという現状を教えてくださいました。まさにヘルパーさんの高齢化、人手不足、新聞に書かれていたことが南国市でも起こっています。このヘルパーさんの有効求人倍率ですが、2024年で今現在約15倍の求人倍率となって、ほかの企業に比べて物すごく高い数字になっています。それだけ人員不足という状況になっております。

そこで、質問です。過去5年間に南国市で閉鎖されたヘルパーステーションの数はどれぐらいありますか。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 過去5年間で閉鎖されました市内のヘルパーステーション、これ総合事業も含めてでございますが、6か所となっております。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。これ南国市内だけで6事業所ということですが、事業所が100、200あるというような業界ではありません。その中で、6か所ってというのがどれだけ大きい数字なのかということを考えていく必要があると思います。

そこで、過去5年間に新たに設置、開設された訪問看護事業所について、どれぐらいあるかお伺いしたいと思います。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 過去5年間、新規に開設されました訪問介護事業所は、総合事業所も含めると3か所となっております。他の訪問系サービスで開設されましたのは、訪問看護ステーション、地域密着型サービスにおける定期巡回随時対応型訪問介護看護などがあります。また、小規模多機能型居宅介護につきましても、現在指定の準備を進めておるところでございます。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。定期巡回随時対応型の訪問介護看護、小規模多機能型の居宅介護事業所などが新たに設置されているということで、設置や準備がされているということなのですが、これらのサービスはどちらかというと、先ほど南国市内で最近建っている高齢者住宅、サービスつきの高齢者住宅などに適用されることが多いのではないかなと思います。これはどういったことかといいますと、この定期巡回随時対応型の訪問介護看護というのは、24時間の対応可能です。ただし、比較的短時間で行う介助が中心になっていますので、排せつ介助を複数回伴う方たちにとっては物すごく利便性が高い、使いやすいサービスになっ

てくる、今までのヘルパーさんでは対応できなかったことができるっていうことは事実なのですが、これヘルパーさんとの大きな違いっていうのは、ヘルパーさんは例えば1時間の時間を使って洗濯物をします、そして料理をしますと、その人に合わせたサービスをケアマネジャーさんが考えて、その利用者さんと一緒に考えてサービスを提供していく、ここが大きな違いとなってきますので、ヘルパーさんの必要性というものを改めて持っておいていただきたいと思っています。

これも8月27日から31日まで掲載された高知新聞の記事です。題としては、ヘルパー消滅、高知の介護危機という題が書かれていました。これにヘルパーステーションの閉鎖の原因となる人員不足の原因や要因ということも書かれていました。ヘルパーさんの仕事の内容、そしてハラスメントに遭っていること、非効率で経営が難しいということが書かれていました。これ私がお伺いした南国市内のケアマネジャーさんも話されていましたが、ヘルパーさんは基本的に1人でお宅を訪問する機会が多いということですので、物すごくハラスメントに遭いやすい、罵倒を浴びせられるとかということにもなっているということでしたので、ここの処遇の改善っていうことは早急にしていかないと、先ほど申しました有効求人倍率15倍という物すごい数字が下がっていくっていうことは望めないのではないかと思いますので、この実情に向き合った支援策ということを少し考えていただきたいなと思います。ヘルパーさんの気持ち、どういった気持ちで仕事をしているかということが内容と合わせて高知新聞のほうに書かれていました。これこのヘルパーさんのみならず、ほかのヘルパーさん、そして介護をしている職員さんの気持ち、同じような気持ちを持って働いている方がたくさんいらっしゃるのではないかなと思いますので、少し紹介させてください。

8月31日の高知新聞の記事からです。6月末、県西部の山中、ヘルパーの50代女性が運転する軽自動車が一軒家に着いた。80代の独り暮らしの女性がにっこり出迎え、手足に痛みがあり、家事が思うようにできない。天気のこと、体調のこと、会話をしながら週1回1時間の掃除や洗濯が続く。いつもありがとう、帰り際、ヘルパーは女性からチラシで手作りしたごみ入れを手渡された。また来るけん。女性はヘルパーの車が見えなくなるまで玄関で送った。ヘルパーが言う、安全に暮らすなら施設がいいかもしれない。でも、体調が悪くても、無理してでも家におりたいっていうたまらない思いを持っている人がいる。その思いはかなえちゃりたい、これがヘルパーさんの気持ちです。そして、誰もが避けられない老い、ヘルパーは高齢者に寄り添い、ときに家族より身近に支える。今日も県内のあっちこちで奮闘しているという記事でした。もちろんヘルパーさん以外のサービスも当然必要なサービスであります。しかし、ヘルパ

一さんを求める声、在宅で生活をしていくっていう希望を持っている方、たくさんいらっしゃいます。ぜひサービスが継続できるように、ヘルパーさんの実情に向き合って支援をしていただけるように御検討をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次の質問です。

この介護サービスを支えている介護保険なのですが、これ持続可能なものにしていかなくてはならないと思っております。少子・高齢化の流れは止まりません。厚生労働省のサイトによると、多くの団塊ジュニア世代が65歳となる2040年には、65歳以上の高齢者が全人口の35%まで増える見込みです。そのため、2040年の介護サービスに係る費用は、2023年度予算の2倍、約26兆円にまで膨らむと予測されています。一方、現役世代は減少傾向にあります。2022年は現役世代が2人で65歳以上の高齢者1人を支えています。2040年には現役世代の負担はさらに増えていることと思います。これは、高齢者1人に対して1人が支えていく社会が近づいているということです。そのため、介護保険の財源確保が限界に近づいてきています。制度を見直して、支え手を少しでも増やす努力が必要になってきています。

さらに、ここに来て深刻な物価高も重なって、高齢者の実質的な負担が増えてきています。介護保険を持続可能なものにするためにも、介護予防に力を入れ、取り組むことが必要になってきていると思います。それにより、健康寿命を延ばすことで財源の確保を図っていきたいと思いますが、質問です。南国市では、高齢者健康増進のための取組として貯筋運動があると思いますが、開催箇所、参加状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 貯筋運動は、高齢者健康増進事業といたしまして、NPO法人まほろばクラブ南国に委託して実施しておる事業でございます。令和5年度は、市内15会場で延べ6,637の方が参加いたしました。令和6年度は、17会場で実施をいたしております。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。令和5年度が15会場、令和6年度、17会場で、令和5年度が6,000人以上の、延べ人数になりますけど、6,000人以上の方が参加されているということで、なかなかすばらしい取組になってきているなど、まほろばクラブさん、本当に努力を重ねてくれているのではないかなと思います。開催場所を増やしていくということはなかなか大変なことです。本当にありがたいことだと思いますので、これからも続けていただきたいと思います。私もこの貯筋運動のホームページを拝見させていただきましたけど、更新の年月日が少し古くなっていたので、開催場所とかについても更新をしていただけ

るとありがたいと思いますので、更新をしていただけるようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問です。

高齢者、障害者向け住宅についてです。

要介護、要支援認定を受けると、住宅改修に介護保険が適用されるのですが、認定を受けていない人がバリアフリー化や住宅改修を希望されたときに使える補助制度は現状としてありますか。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 高知県の補助を一部受けて実施しております南国市住宅等改造支援事業の実施要綱第2条第2号では、世帯構成や所得状況等の要件はございますが、要介護認定を受けていない方についても対象者といたしております。工事の内容は、手すりの取付け、段差の解消などで、補助率は3分の2、この中に県が3分の1、市が3分の1ということでございます。上限は4万円となっております。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。手すりの設置や段差の解消ができる制度があるということを知って、本当に安心しております。まさに健康寿命を延ばす取組として、本当にいい支援事業だと思いますので、ぜひ皆さんにも使っていただきたいと思います。と申しますのが、高齢になってくると、少しの段差でつまづくこともあります。古い家だと玄関がすごく高かったりとか、縁側から出るときに段差が高かったりするというので、そこで転落するということもあります。そのため、大腿骨を骨折されたとか、手首を骨折したとかという方もいらっしゃいますけど、これ一度骨折すると、治すのに大体3か月から6か月、手術が必要になってくる場合もありますので、本当に体力がぐんと下がる、そのことにより要介護や病気になってしまうという方もいらっしゃいますので、ぜひこういうサービスを活用していただきたいと思いますが、現在の利用状況がどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） この制度の中で、先ほど紹介しました第2号、要介護認定を受けない方が御利用なさったのは、過去1件、手すりの取付けでございます。周知につきましては、今後ケアマネジャー等を通じて、なお図っていきたいと思っております。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（斉藤正和） ありがとうございます。ぜひケアマネジャーさんとかを通して市民の皆様にも周知をしていただきまして、先ほどの貯筋運動と組み合わせて健康寿命を延ばしていた

だきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問です。

連続テレビ小説あんばんへの対応についてです。

シンボルロードに設置する予定のフィギュアについてですが、キャラクターやデザインは決まっているでしょうか。

○議長（岩松永治） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） シンボルロードに設置するフィギュアにつきましては、まずやなせたかし先生によって描かれたごめん・なはり線のオリジナルキャラクターであるごめんえきお君とごめんまちこさんの2体、それから同じくやなせたかし先生のアドバイスから生まれた後免町の特産品、ごめんのごめんしょうが飴とありがとうせんべいのそれぞれのキャラクターであるしょうがちゃんとありがとう駅のセンベちゃんの2体、合わせて4体のフィギュアを設置する予定です。また、デザインにつきましては、4体ともに高さ80センチメートルのFRP、繊維強化プラスチック製で、ブロンズ調の塗装を施す予定でございます。以上です。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。ごめんえきお君、ごめんまちこさん、しょうがちゃん、ありがとう駅のセンベちゃんの4体ということで、私もえきおくん、まちこさん、しょうがちゃん、見たことありますが、本当にかわいらしいデザインだなと思います。また、大きさが80センチとちょっとコンパクトなサイズなんだなということですが、このフィギュアの設置予定の場所については決まっているでしょうか。

○議長（岩松永治） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） まず、ごめんえきお君とごめんまちこさんについては、後免駅に近いほうが座りがよいと考えまして、後免駅前広場予定地から都市計画道路に入っすぐのところ、道路を挟んで東西に配置をし、またしょうがちゃんとありがとう駅のセンベちゃんにつきましては、後免駅前広場予定地から現在整備を進めております南国駅前線沿道広場に至るまでの中間辺りに、道路を挟んで東西に配置をする予定でございます。以上です。

○議長（岩松永治） 齊藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。そしたら、フィギュアが道路の沿線上にばらばらと点在していくというイメージになってくるのかなと思いますが、このフィギュアについてですが、設置の目的についてお伺いさせていただきたいのですが、お願いします。

○議長（岩松永治） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） シンボルロードにおけるフィギュア設置の目的に関する御質問につきましては、今回のフィギュア設置に至った経過を説明することで設置目的の内容がより明確になると思われますので、フィギュア設置の決定プロセスを踏まえてお答えをさせていただきます。

本市では、後免駅前広場から都市計画道路南国駅前線を南進し、後免町商店街を通り、海洋堂SpaceFactoryなんこくに至るまちなか歩きルートを整備することを目的とした南国市シンボルロード等基本構想を令和5年3月に作成いたしました。その作成過程におきましては、シンボルロード等の市民アイデア募集を実施したり、また地元住民の方々をはじめ、子供会や老人クラブ関係者、それから東工業高校や高知高専の生徒たちに参加をいただき、ワークショップを開催するなど、市民の方々から多くの御意見を頂戴することができました。

この中で、南国駅前線ゾーンにつきましては、景観に統一感があり、まち歩きの仕掛けのある歩いてみたくなる道であってほしいといった御意見や、デザインや街路樹がシンボリックで写真映えする道であってほしいといった御意見などが出されるとともに、海洋堂SpaceFactoryなんこくがせっかくできたのだから、海洋堂SpaceFactoryなんこくにたどり着くまでの道にオブジェやフィギュアなどを設置して、その世界観に染めてほしいといった御意見も出されておりました。

そこに来て、令和5年10月、後免町で青少年期を過ごされましたやなせたかし先生をモデルとした連続テレビ小説あんぱんの放映が決定したという朗報が飛び込んでまいりました。やなせ先生を顕彰する道としましては、既に後免町商店街のやなせたかしロードがあり、そこにはアンパンマンのキャラクター像も設置されていることから、当初から南国駅前線はやなせたかしロードとは趣を異にする市のシンボルとなる道として、歩道空間には植栽帯等に芝を植え、昼は緑の回廊、また夜は街路樹をアップライトで照らし出す光の回廊を演出し、市民の方々が歩いていて気持ちのいい安心・安全な空間を創り出す計画としておりました。このベースとなる構想に加え、植栽帯の芝の中に本市に関係の深いオブジェやフィギュアを設置する構想はあったのですが、今回のあんぱんの放映決定を受けまして、やなせたかし先生が育った町南国を積極的にPRする意味からも、また後免駅前広場からシンボルロード、そしてやなせたかしロードへとつながる歩いて楽しいまちなか歩きルートの整備構想からも、やなせ先生デザインで本市にゆかりのあるキャラクターフィギュアの設置を決定するに至った次第でございます。以上でございます。

○議長（岩松永治） 斉藤正和議員。

○1番（齊藤正和） ありがとうございます。大変目的が明確にあって分かりやすいと思います。これは私も先日、近所の90代ぐらいの女性の方なんですけど、少しお話をしたときに、南国市のこの駅前はどうなっていくでということの話がありました。新しいきれいな道がつきゆうろ、図書館ができゆうろと、本当にこの南国市の発展、変わっていく姿っていうことに未来に希望を持っているという話をちょっと長めに話をしてくれたんですけど、聞いていて本当に市民の皆さん、期待をしてくれていると思っております。ですので、せっかくフィギュアを置いていくということなので、この目的の一つにもありました写真映えをする道を造ってほしいということでしたけど、この1体1体のフィギュアっていうと、なかなか一緒に写真を撮っていくとかっていうことはできないのかな、しにくいのかなっていうことは思うんですけど、例えば高知駅を降りたときに、坂本龍馬の銅像が3体並んでいるとなってくると、あそこへ行ってちょっと写真撮ろうかっていうことが観光客の人は発想してみたりとか、ほかの県に行ってみてもアーケードの中にそのように、1体1体ではなくて複数個置いていたりっていうことがありますので、そこで観光客は写真を撮ったりっていうことがあります。写真映えっていうことを考えると、できるだけ一緒にしていく、それをするによって子供たちも興味を持つ、そして歩いている人の目を引くっていうこともあると思いますので、そこ一つ提案とさせていただきます、私の質問を終えたいと思います。どうも御答弁ありがとうございました。

○議長（岩松永治） 2番松下直樹議員。

〔2番 松下直樹議員発言席〕

○2番（松下直樹） 公明党の松下直樹でございます。大衆とともにとの立党精神を胸に、生活者目線で質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますので、執行部の皆様、御答弁をよろしく願いいたします。

初めに、防災・減災について質問させていただきます。

今回初めて南海トラフ地震臨時情報が発令をされました。私もその晩近くの避難所の様子を、3か所ですが見に行っておりました。そこで、少し感じたこともありましたので、質問をさせていただきます。

先月の8日に南海トラフ臨時情報が発令された際に、市は避難所を開設をされました。開設において、職員の配置はどのように決められているのか教えてください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 臨時情報の発表や台風接近時等に事前に避難所を開設する場合

は、あらかじめ割り振っている担当課において担当職員を決めて配置しております。以上です。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。今回の避難所開設に当たり、南国市外からの職員も配置されていたと思います。こういったケースもありましたが、有事の際は対応できるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 今回は事前に開設する避難所への配置でありましたので、市外の職員であっても配置をしておりますが、突発的に地震が発生した場合は、そもそも職員による避難所開設はできないと考えており、そのために住民により避難所運営ができるよう、避難所運営マニュアルを作成しているところです。以上です。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。突発的な地震では、避難してきた住民が避難所運営を行うとのことですが、現在南国市では165の自主防災組織が結成されていると伺いました。165組織の中でも、活動には濃淡があるように思います。いざというときに動けない事態も考えられ、心配をしております。その中で、活発に活動できていない防災会等は、今回の臨時情報発表を受けて何かリアクションや、また変化はありましたか、お尋ねいたします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市の自主防災組織でも活動には濃淡があり、積極的な活動を行っていただいているところからほとんど活動実績のないところもあります。自主防災組織には、南海トラフ地震など、大規模災害の発生時に地域住民の安否確認、応急手当て、初期消火、避難所の運営など、重要な役割があります。今回の臨時情報の発表を受けて、改めて臨時情報について聞きたい、自主防災組織としてどう対応すればよいかなど、幾つか問合せもあっております。市防災連合会でも臨時総会を開催し、改めて臨時情報への対応などについて協議することとしております。臨時情報の発表により住民、地域の中で防災対策や日頃の備えに対して関心が高まっていることは確かですので、この機会を捉えて啓発を強化してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。関連をしまして、作成された避難所運営マニュアルを使っての訓練の実施状況はいかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） マニュアルを使用しての避難所開設、運営訓練は、地区の自主防災連合会を中心として実施をさせていただいております。また、市内中学校では、毎年避難所開設訓練を実施させていただいているところもあります。ただし、現状では防災会の役員の方や中学生など、参加者が限定的になっております。避難所運営は避難者を中心に実施していただく必要があり、訓練にも多くの方が参加し、体験していただくことが重要です。本年度、マニュアルに沿って運営するための避難所開設キットを作成し、現在配置を進めておりますので、このキットも活用し、幅広く地域住民の方に参加いただける訓練を計画してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。いざというときに動けるか動けないかは、本当にふだんの訓練だと思えます。また、多くの方が訓練に参加していただける中で、人間関係も深めることもでき、地域のみんなで協力して取り組む共助にもつながると思えますので、よろしく願いをいたします。

避難所を回り、職員の方と話をする中で、発熱した方をどのように隔離したらいいのかと悩んでおられる方もいらっしゃいました。スペースの制約や、またそこは体育館の一室でございましたので、いろいろな物もあり、人が大量にもし押しかけてきたら、なかなか大変な環境になるなど私自身、感じました。現場の職員の方から発熱された方への対応に関しての声は上がってきているのでしょうか。また、対応できる対策は考えているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 発熱された方を一般の避難者と分けて避難していただくことにつきましては、新型コロナウイルスの発生を受けて行われるようになったものです。現時点では、危機管理課までは戸惑いの声というものは上がっておりませんが、マニュアル等で分かりにくい点があるようでしたら、担当職員の意見も取り入れ、改善をしてまいります。なお、それぞれの避難所で建物の形状や部屋数なども違いますので、発熱者の動線を一般避難者と完全に区分ができない場合があります。以上です。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。新型コロナや、またインフルエンザ等の感染症の流行のピークの時期と災害が重なるケースも想定をされます。最悪なケースも想定されて考えていただいといます。今回南国市で16か所の避難所が開設をされました。大事には至

りませんでした。これは訓練ではなく、もしかしたら南海トラフ巨大地震が今起こるかもしれないとの緊張感の中で、市の職員の皆様が避難所開設に当たってくれました。本当にありがとうございます。この緊張感の中で、こういった貴重な体験は大きな財産となると思います。その中で、改めて気づきなどもあったと思います。この貴重な体験を吸い上げていただいて、これからに活かしていただきたいと思いますので、どうかよろしく願います。

次に、避難所に来られた方もいらっしゃいましたが、少しお話をいたしました。住民と行政の間に意識の違いがあるな、差があるなと感じました。それは食料や水、また布団が避難所にあると思っただけの意識で避難所に来られておりました。改めて避難所へ避難される場合、何を持参したらよいのか、またしっかり広報もお願いしたいと思うが、いかがでしょうか。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 台風の接近時など、事前に避難する場合につきましては、各自の食事、飲物、持病の薬、スマートフォン等の充電機、ライト、ラジオ、各自の生活習慣に応じて必要となるものを持参いただければと思います。毛布や段ボールベッドは避難所で提供可能です。広報につきましては、改めて実施してまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。また、ペット連れでも避難された方もいらっしゃいました。ペット同伴は厳しいとのことなので、車で過ごすとおっしゃっておりました。丁野議員も質問をされておりましたが、改めてペット避難対策は今後どのような対策をされていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 今回ペット同伴で避難された方がおいでたということで、十分な対応ができず申し訳なく思っております。ペット避難に関しましては、昨年度環境省主催の災害時におけるペットの同行避難訓練を実施いたしました。市職員、高知県職員、高知県獣医師会、高知県動物愛護推進員、高知県愛玩動物協会が参加し、図上訓練を行ったものです。先日、この訓練へも高知県動物愛護推進員の立場で参加いただきました斉藤喜美子議員から、ペット避難者を受け入れるためのスターターキットを御紹介いただき、資料もいただきました。これを基にして、実際にペットを飼育されている方などにも参加をいただき、訓練を実施してまいりたいと考えております。あわせて、避難所となる施設の施設管理者とも協議し、具体的にペット避難用スペースを決定してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。動物の苦手な方、またアレルギー等、そしてまた鳴き声の対策等など、課題は山積だとは思いますが、これも訓練を重ねていくしかないと私自身思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

今回の南海トラフ臨時情報、巨大地震注意が発令をされまして、多くの店舗から飲料水がなくなる事態となりました。改めて、震災に備えて各家庭で具体的に備蓄品はどれくらいあればよいのか教えてください。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 食べ物や飲料水に関しますと、最低3日間、できれば1週間の備蓄が必要となります。3日から1週間の根拠につきましては、外部からの支援が早くて4日目、遅くて1週間程度かかると見込まれているためです。食べ物、飲料水のほか、携帯トイレなどの備蓄も必要となります。携帯トイレの場合、1日当たり1人5回分が目安となり、トイレトペーパーは50メートル巻き1ロールで1人当たり1週間が目安となります。そのほか、スマートフォンの充電用のモバイルバッテリー、カセットガスコンロなども災害時には非常に役立ちます。カセットガスの備蓄量は、1人当たり1週間3本が目安となります。また、蓄電池や発電機があれば、能力にもよりますが、小型冷蔵庫や炊飯器、電子レンジなどの使用が可能な場合もあります。自宅での避難が可能な場合は、備えておくことをお勧めします。自家用車への小まめな満タン給油も各家庭の備蓄として重要な対策です。なお、本市としては、津波で自宅が被害を受けたり地震の揺れなどで自宅が倒壊するなど、避難所での生活を余儀なくされると想定される1万6,000人分を目標として食料などの備蓄を進めております。以上です。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） 飲料水などの備蓄につきましては、南国市水道事業業務継続計画で、応急給水として一時給水が発災から3日目から始まりますので、それまでの3日分の水は備えておいてほしいです。1人1日3リットルとすると、3日で合計9リットルの備蓄が必要となります。1人当たり9リットル以上の備えをお願いします。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 具体的にありがとうございます。今回、飲料水をはじめ、防災関連商品が店頭からなくなり、私もそうですが、市民の意識の中で震災に備えなければいけないと身近に感じたと思います。しかし、こういった状況が起きてしまいました。ということは、これまで大きな震災を経験をして、防災を呼びかけている中であっても、やはりふだんからの防災への意識を持つことの大切さ、過度に恐怖を恐れるのではなく、身近にある日々の防災への意識

を持つことが大切だと実感を行いました。今回を機に、日々の生活の中に防災はあるとの意識が定着できるように、よろしく願いをいたします。

次に、国は6月に国土強靱化年次計画2024を決定を行いました。能登半島地震を受けて、地域拠点病院の耐震化、自家発電設備や給水設備の整備促進、上下水道等のライフラインの耐震化推進、豪雨や台風の被害軽減に向け、住民や行政など、一体で水害に備える流域治水対策の推進と明記をされております。これを受けての本市の現状とこれからの地域計画目標をお伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 国土強靱化計画に関しましては、本市では令和2年度に南国市国土強靱化地域計画を作成しております。その中で、本市の脆弱性を明らかにした上で、強靱化対策を定め、実行することとしております。本年6月に決定された国の国土強靱化年次計画2024では、能登半島地震を受けての各種対策が盛り込まれております。この国の年次計画を基に、本市の国土強靱化地域計画を点検し、必要な場合には改定をしてみたいと思います。以上です。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） 政府による基本方針2024にあります上下水道などのインフラ耐震化につきましては、今年度より上下水道の施設や病院や重要給水拠点への管路の耐震化を行っています。また、上下水道一体での事業継続計画を再来年度以降、策定する予定となっております。以上です。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。本当に大切な事業になってくると思います。本当に市民の皆様の命を守り、ライフラインを守る大切な事業になりますので、どうかスピード感を持って着実な推進をよろしく願いをいたします。

避難所運営では、福祉的な支援との文言が明文化をされました。避難所運営にも福祉の視点が盛り込まれました。本市としてどのように対応してるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 能登半島地震を受けて改正された防災基本計画の中で、改めて避難所の生活環境が常に良好なものであるように努めるものとすることや、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとす

ることが明記されました。この福祉的な支援に関しましては、金沢市の1.5次避難所では保健師、介護士、看護師の配置によりその支援体制が確保されておりました。また、必要に応じて福祉用具業者とも連携して介護用具も導入されておりました。この避難所は、体育館のようなフロアに避難スペースが設置されており、福祉避難所として開設されたものではありませんでしたが、専門的な知識を持った方の配置と適切な機材の配置により、福祉的な支援が実現されていると感じました。本市としても適切な人員配置と事前の資機材の準備で、一般避難所での福祉的な支援を実現してまいります。以上です。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 力強い答弁、大変にありがとうございます。これまでの震災の経験の中で、福祉の視点が重要との結論だと思えます。被災者への伴走型支援での災害関連死防止対策にもつながると思えますので、福祉的な支援の体制の強化を、また構築をよろしく願いをいたします。

続きまして、中山間地域や漁村等では、著しい高齢化の進行が見られ、福祉的な支援の充実等が必要との文言が中央防災会議策定の防災基本計画に明文化をされました。これまで南国市として取り組んできたことを踏まえて、今後の対応、対策を伺います。

○議長（岩松永治） 企画課長。

○企画課長（田所卓也） これまで中山間地域対策といたしましては、辺地に係る総合整備計画に基づき、市道や林道の改良、また飲料水供給施設の整備など、地域内で安心して生活を続けていくための事業を実施してまいりました。また、産業面ではタケノコや四方竹の共同加工施設といたしまして白木谷ゆめファクトリーの施設整備への支援や、公共交通ではデマンド型乗合タクシーを導入し、地域の皆様方の移動手段の確保にも努めてきたところであります。

しかしながら、令和3年度に高知県が実施いたしました集落实態調査では、地域産業の担い手不足が深刻化し、住民が将来に不安を抱いているという現状が確認されたところです。そこで、高知県では中山間地域が10年後に目指す将来像と、それを実現するための施策や数値目標を盛り込んだ中山間地域振興ビジョンを令和6年3月に策定されたところであります。本市におきましても、特に中山間地域では人口減少が進み、地域活動の停滞や集落機能の低下が見られることから、中山間地域で安心して住み続けていただくためにも、県のビジョンに沿った取組と連携して、福祉や防災、また産業やコミュニティーなど、各分野での対策強化を図る必要があると考えております。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。少子・高齢化が顕著に現れている中山間地域において、福祉的な支援は本当に重要だと思います。福祉支援といっても幅が広いので、これまでも取り組んでいただいていると思いますが、地域に住んでいる人のために何ができるのかとの視点での取組をよろしく願いをいたします。

次に、居住支援について質問をさせていただきます。

国のほうでは、令和7年4月から施行される生活困窮者自立支援法の改正と住宅セーフティネット法を改正し、単身高齢者や障害者など、住まいの確保が困難な人への支援が強化をされました。今回の改正生活困窮者自立支援法のポイントは、居住支援という言葉が明記されたこと、単なる住宅の提供だけではなく、見守りをして変化に気づき、病院や相談窓口とつなぐといった家族的機能を社会で担う意義が込められたと認定NPO法人抱樸の奥田理事長がおっしゃっていましたが、この認識で間違いはないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（岩松永治） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 居住支援については、これまでの住宅という供給を中心としていた住宅政策と福祉政策の在宅福祉をひもづけて、一連の流れの政策として組み立てるものです。厚生労働省、国土交通省、法務省による3省合同で設置された検討会が住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等の在り方に関する検討会ですが、検討会の委員であり、座長を務められた東京大学大学院工学系研究科建築学専攻の大月敏雄教授は、一般社団法人日本住宅協会発行の冊子「住宅」の中で、居住支援の包括性について論考されています。その中で、日本の政治的風土に基づき、困った人の面倒を見るのは、まずは家族であるということを前提とした家族主義と呼ばれるものを反映した諸制度では、困った人の支援が誰からもなされないという事態も発生していると指摘しています。そういった様々な課題に対応する支援を包括的に行う中で、家族機能を社会で担う場面は当然あるかと考えています。新しいことを特別にするわけではなく、既存の支援に関する事業を有機的につなぎ、より効果的に行うものと考えていただければと思います。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。

関連をいたしまして、今回の改正で自治体に住まいに関する相談窓口の設置が明確化をされました。本市としてはどのように対応されるのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 今回の改正内容に関する自治体向けの説明、概要の説明会がオ

ンラインで実施されてる状況でして、対応に向けた具体的な協議にはこれから関係機関や関係する事業者と調整を進めていきます。なお、この住まいに関する相談窓口につきましては、厚生労働省が公開している令和6年生活困窮者自立支援法等改正への対応ガイドによりますと、自立相談支援事業の相談対応業務に加えられ、居住支援協議会と連携していくとされています。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。国の資料でも設置または既存の制度を活用してとありました。南国市では、自立相談支援事業へ相談窓口の機能を持たせ、取り組んでいく、そして具体的な協議をこれからしっかり詰めていくと理解をいたしました。

それでは、関係各所としっかり連携を取り、また中心となって進めていく担当はどちらになるのでしょうか。また、令和7年4月から施行とありましたが、間に合うのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） オンラインの研修というか、説明会なんですけども、9月6日に生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、住宅セーフティーネット制度等の見直し及び令和7年度概算要求概要に関する説明会がありまして、9月11日、昨日であります。令和6年度改正住宅セーフティーネット法等に関する全国の説明会がありました。それを職員が受けております。

また、厚生労働省、国土交通省作成のQ&Aが発出されている状況でして、法改正に係る詳細や手続マニュアルは詳細が決まり次第、厚生労働省と国土交通省から提供されるようです。この先のQ&Aであります。令和6年8月30日時点の居住支援強化等のための生活困窮者自立支援制度等の見直しについてのQ&Aであります。そこに住まいの総合相談窓口の設置そのものを義務づけられたものでないため、設置する場合も令和7年4月1日の施行日から直ちに稼働させる必要はなく、各自治体において適宜協議しながら体制構築を進めていただいて差し支えない、ただし自立相談支援機関を住まいの総合相談窓口として位置づけられない場合であっても、施行日以降は必須事業である自立相談支援事業において住まいの相談について包括的に受け止めて必要な支援を行う必要があるため、留意いただきたいとあります。住まいの相談や住まいの総合相談窓口への対応に向けた具体的な協議は、これから関係機関や関係する事業者と協議を進めていきます。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。先ほどの答弁では、総合相談窓口の設置は義務

ではないと、設置の場合も令和7年4月から直ちに稼働もしなくてもよいと、また各自治体で適宜協議をしながら体制づくりをすると、しかし住まいの相談については必要な支援を行う必要はあるという認識で理解をいたしました。

それでは、この制度を推進すればどのような市民サービスの充実が図られると考えていますか、答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（天羽庸泰） 今回の法改正の背景にあります独居高齢者に対する住宅の貸し渋りや孤独死等の社会問題は、南国市に統計データはありませんが、福祉事務所に寄せられる相談は増えていると感じているところであります。改正内容を十分に理解し、効果的に活用することで、第3次南国市地域福祉計画の第1章第1節に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすというのがありますように、地域福祉に資すると考えております。

○議長（岩松永治） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 先ほど福祉事務所長が答弁いたしましたとおり、居住支援の推進により誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことが推進されます。地域生活の安定した継続のためには、住まいの不安定さを住まいの問題だけにフォーカスし、そのまま放置しておく、かなり深刻な状態になってから突然行政の窓口等に相談に訪れることとなります。これをより早い段階で支援できれば、生活の再建や自立支援の可能性はより高まるとともに、生活再建や自立に係る労力は少なくて済むこととなります。

また、住宅確保要配慮者の抱えるリスクを早期の支援でカバーできることになれば、貸し渋りなども減ることになりますので、多少なりとも民間賃貸の活性化、市場への貢献なども多少は期待できるのではないかと考えております。以上です。

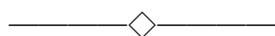
○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。福祉事務所長とも話をする中で、福祉事務所にも相談が増えているという実感もあったという話もお聞きをいたしました。これは大変な重要なことでございます。誰もが安心して暮らせる南国市に向けて各課またがる事業でございますが、南国市民のために取り組んでいただきますようお願いをいたします。

○議長（岩松永治） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時56分 休憩



午後1時 再開

○議長（岩松永治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

2番松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 午前に引き続きよろしくお願いをいたします。

今回の改正住宅セーフティネット法では、居住支援協議会設立の努力義務が義務化とありますが、本市としての取組はいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能の充実は、従前より国や県を中心に取り組まれておりました。しかしながら、それでも要配慮者への支援について課題は残っていたため、居住支援機能の在り方について住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等の在り方に関する検討会で議論され、その中間報告が令和6年2月に公表されました。その中で、市町村における住宅部門と福祉部門の連携強化に取り組む必要が指摘されるとともに、市町村単位の居住支援協議会の少なさも課題であるとまとめられました。そのような情勢の中では、今後南国市においても居住支援の取組、特に協議会設置などといった強化が必要になると考え、本年度5月に国土交通省が居住支援協議会設立に向けた検討を行っている市町村を対象に支援を行う伴走支援プロジェクトの募集をいたしましたので、応募をし、採択されたところでございます。伴走支援プロジェクト事務局と連携を取りながら、10月には国土交通省安心居住推進課長と有識者を講師に招いての庁内職員向け勉強会の開催を予定しており、協議会設置に努め、準備を進めております。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。本当に力強い答弁をいただき、安心をしました。応援をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

厚生労働省の居住者支援協議会のイメージ図を見てみますと、協議会の内訳は地方公共団体では住宅、福祉部局、また行政以外では不動産関連団体、居住者支援団体となっており、各種との連携が必須となってまいります。その中で、中心でまとめていく部署はどちらになるとお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（岩松永治） 住宅課長。

○住宅課長（松岡千左） 現時点での居住支援協議会の中心としてまとめていく部署は、住宅課であると考えております。しかしながら、福祉政策と住宅政策の連携が重要になりますので、

福祉関連団体の意見といった福祉政策に関する意見を取りまとめていくのは福祉事務所が担っていただければと考えております。そして、不動産関連団体や、場合によってはまちづくりに関係する住宅政策面に関する意見を取りまとめるのは住宅課になるかと思っておりますので、その両輪をしっかりとつないで、住まいを軸に協議を取りまとめていく役割、責務を住宅課として果たしてまいりたいと考えております。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。住宅課と福祉事務所と、またしっかり連携をしていただけて進めていただきたいと思います。本当に困っている方へ、住宅福祉の取組です。まだまだこれから国からいろいろ出てくる状況だとは思いますが、推進のほうをよろしく願いをいたします。私も共に勉強するので、市のほうではまたどう進捗しているか、私自身もチェックもしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

最後に、環境について御質問をさせていただきます。

昨年の12月議会で、ごみの収集籠の蓋が重く、高齢者や女性が大変困っているとの質問をさせていただきました。昨年の12月の答弁では、引き戸型の価格は、現在使用している籠と比べたら高価であると、また蓋の軽量化は、台風や強風のときに蓋が飛び、建物や人に影響が考えられるとの御答弁をいただきました。ごみ収集籠は、これまで市民の声を聞きながら、行政でも改良を加えて今の形があることを勉強いたしました。しかし、どうしても現実的に高齢者や女性の方が蓋が重く、不便に感じている状況がございます。

そこで、御質問ですけれども、各地域において業者等に依頼をいたしまして、例えば蓋を外す、また開けたまま安全に固定をするなどの工夫を地元の負担なく自由にすることは可能なのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 各ごみステーションの籠は、それぞれの場所に合うように改良することは各地域で行うようお願いしております。その整備にかかる費用につきましては、市と環境委員連合会より5万9,000円を上限として補助金を交付しております。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。このような補助金があることを知らない方はたくさんいらっしゃるんじゃないかなと私自身も思います。また、この補助金を利用して、各地域でも負担感もなく、現状重くて本当に大変な蓋を、こういった蓋問題を解決できる、また改善できる可能性があるなど感じました。これからの広報推進にもよろしく願いいたします。

私自身も市民、住民の皆様と話をすることで、こういったのがあるよというふうなお話もさせていただきたいと思いますので、一つ一つ、本当に市民、住民の皆様が過ごしやすい南国市のために御努力をよろしくお願いいたします。

次に、野良猫問題でございますけども、市民の意識の中では、保健所に野良猫のことを何か言ったら何とかしてもらえないのかとの意識があるように思っております。現状、野良猫の確保、捕獲等を保健所に相談したら、どの程度まで対応は可能なのでしょうか、御質問いたします。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 保健所の対応としまして、狂犬病予防法により放浪している犬については捕獲することになってはいますが、猫にはそのような法律がありませんので、捕獲は行っておりません。飼い主のいない猫につきましては、数を減らしていくという目的で不妊手術の補助金を高知県及び南国市で交付しております。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。本当にこの野良猫問題は、ふん尿問題に始まり、農業ではビニールを破ったり、また農舎で出産したりと、また家の中に勝手に入ってきて猫がいた、そういうお話も聞きますし、私自身もいました、家に。そういった体験もあります。本当に現実的に対策をしないと、一方的に野良猫が増えていくのではないかと危惧をしております。そしてまた、現実的にも御近所問題にもなっております。

そこで、高知市では地域猫の取組をしているところもあるそうですが、参考にしたいかがでしょうか、御答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 環境課長。

○環境課長（横山聖二） 先日、斉藤喜美子議員が主体となり開催された地域猫の研修会に参加させていただきました。地域猫活動とは、地域住民が主体となって不妊手術を施し、地域で餌の管理やふん尿の処理、周辺の清掃などを継続的に行い、猫の数を減らしていくという内容でした。野良猫による被害を地域の環境問題として捉え、地域住民が管理することでトラブルをなくしていく取組ということでしたので、高知市で実施しております活動支援や活動資金の助成などを参考にしたいと思っております。

○議長（岩松永治） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。私も一緒に勉強会に参加させていただきまして、地域猫の取組は本当にすばらしいなと感じました。また、TNRも含めてしっかりした対策を

よろしくお願いをいたします。また、何より地域住民の方々がTNRもそうですけども、地域猫とは何なのかと知ってもらい、また理解していただくことが何より重要だと感じます。また、野良猫の平均寿命は約5年だともお聞きをいたしました。真剣に対策をすれば、5年をめどに結果が出てくる問題であると、そう思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。大変御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

○議長（岩松永治） 5番溝渕正晃議員。

〔5番 溝渕正晃議員発言席〕

○5番（溝渕正晃） 議席番号5番溝渕正晃でございます。本日最後になります。よろしくお願いをいたします。

通告に従いまして、一問一答形式で一般質問させていただきます。本議会では、水道事業、高齢者福祉、道路改修など5点になります。執行部の皆様、御答弁よろしくお願いをいたします。

まず、水道事業についてですが、3月議会で地震による断水の地区が発生した場合の対応について確認させていただきました。そのときに貯水施設が整備されていない10か所の指定避難所などに順次42基の組立て式1,000リットル給水タンクを設置するという計画があると御答弁いただきました。また、その後に産業建設常任委員会で、水源地や給水タンク、給水車等についても現地視察させていただきました。水源地建屋の耐震化など、一部気になる点も部分的にはありましたが、断水した場合にも十分対応が可能であるというふうに感じております。とはいえ、まずは断水しないようにすることが一番重要ではないかと考えております。

そこで、質問でございますが、配水管の耐震化率について、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） 全配水管の延長に対する耐震化率は28.8%となっております。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。耐震化率は28.8%ということで、約3割といったところですね。順次計画的に耐震化していく予定だとは思いますが、いつ地震が来てもおかしくない状況でございますので、少しでも早い対応をお願いいたします。

次に、発災後に重要な拠点となる避難所や病院等への配水管の耐震化率ほどの程度なのか、また今後どのように取り組んでいくのかの答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 上下水道局長。

○上下水道局長（濱田秀志） 重要拠点への管路の耐震化率は、病院や学校がもともと地域の

中心的な場所であったため、水道管の口径が大きく、そのため管種が強度の高いダクタイル鋳鉄管となっているため、耐震適合率は52.5%と比較的高い数値となっております。重要給水拠点へおおむね10年間で、病院4か所、避難所8か所、防災拠点4か所までの管路の耐震化を完了する予定で、本年度より取りかかっています。

以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。重要拠点への管路の耐震適合率52.5%と、比較的高い数値だと思います。それらの施設に、管路の耐震化は本年度より取りかかっているということでございますので、安心いたしました。ただ、私はライフラインの中で一番水が重要だと考えております。それは、飲み水として重要というだけじゃなくて、発災後の衛生面に大きく影響すると考えるからです。病院、避難所、防災拠点などの重要給水施設へ、おおむね10年で耐震化を完了する予定で本年度より取りかかっているんですが、地震は本当にいつ来てもおかしくない状況になっております。72時間以内に救助し、病院に搬送しても水がないので、十分な手当ができないというのは本当に悲しいです。とにかく病院だけでも最優先に対応していただきたいと考えますので、また御検討のほうよろしく願いいたします。

それと、答弁のほうは求めませんが、本議会の議案資料にあります令和5年度南国市水道事業会計決算書を見て少し気になりましたので、一言言わせていただきます。

収益的収入及び支出では約1億1,000万円ほど黒字となっております。ただ、資本的収入及び支出では3億9,000万円に近い赤字となっております。当然ですが、不足分としてこれまでの留保資金や減債積立金などで補填されているというような状況です。留保資金は当然今までの分の留保資金ですので問題ないんですけども、減債積立金、こちらのほうはどちらかという企業債の返済に備えるためのものだと私は考えます。それで補填しているというのは、将来的に大丈夫かなと、ちょっと不安になっているところです。

水道事業の一番の目的なんでございますが、安全・安心できれいな水を安定継続して水道利用している市民の皆様には届けるということだと考えます。そのためには、南海トラフ地震に向けた耐震化などを進める必要もあるわけでございますので、今後それらの経費も必要となってきます。ぜひ今後とも継続して水の安定供給ができるように、経営改善に努めていただきたいとお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

これからの高齢化社会におきまして重要となってくるのが、30歳から50歳代の方、つまり働

き手の方なんです、こういった方々が安心して働ける環境をつくっていくということが一番重要であると私は考えます。つまり、子育て支援と高齢者福祉を充実させて、子育てと親の介護を支援してもらえることで安心して外で働くことができる、そういった状況にすることがこれからの社会において大切ではないかと考えているからです。これまで子育て支援につきましてお話を伺いしてきましたので、今回は高齢者福祉についてお伺いさせていただきます。

高齢化社会の現在、介護需要、あと認知症高齢者はこれからも増加すると考えられますので、地域包括支援センターの活動はとても重要になってきます。そういった中で、地域包括支援センターにつきましては、相互相談支援業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントの4つの業務があると思いますが、それぞれ年間どの程度の相談件数があるのかお伺いします。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 地域包括支援センターにおける業務ごとの相談件数についてのお尋ねでございましたが、総合相談支援でまとめて計上しておりますので、その数値をお答えしてまいります。

令和5年度は2,371件の相談がございました。主なものとして、介護相談914件、施設入退所48件、医療相談180件、福祉用具についての相談108件、住宅改修についての御相談59件、認知症関連283件、成年後見制度、ここに権利擁護も含んでおりますが、41件、虐待関連66件、介護予防255件などでございます。

○議長（岩松永治） 溝淵正晃議員。

○5番（溝淵正晃） ありがとうございます。相談内容につきましては、まだ分けて集計していないということですが、令和5年度で全体で2,371件の相談があったということですね。上位3つの質問については、介護相談が一番多くて、次いで認知症関連、介護予防の順ということになってることで、介護相談が一番多くなるのは分かるような気がしております。

それと、これからの高齢者社会につきましては、高齢者福祉を十分に考えていかないと人員確保は難しくなってくる可能性があるとも考えております。現在、定年延長なので60から65歳に延ばしていくような形になっておりまして、人材を少しでも確保しようという形になるんですけども、初めにもお話ししたように、高齢者福祉が十分でない場合には、そういった方々も介護のほうで時間を取られて十分働けないという状況になることが予想されます。そのためにも、地域包括支援センターの重要性につきましては、今後ますます高くなっていくというふうと考えております。

これまで以上に相談件数は多くなることが予想されますので、状況を見ながら対応する人数を増やすことなども含めて、これから十分対応ができるような体制をぜひお願いしたいというお願いをしまして、次の質問に移りたいと思います。

南国市の場合、親のほうは南国市のほうに住みながら子供は県外に出て就職しているという場合もかなりの方がいるんじゃないかなというふうに私のほうは想像するんですけども、県外からも親の生活環境等についての相談があるんじゃないかと思うんですが、そういったことなども含めて、どういった相談が増えているのか、相談の傾向についてお伺いします。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 地域包括支援センターで確認をいたしました。御相談のあった方の住所を特定し、居住地ごとの分類はしていないとのことでしたので、県外の親族からの相談件数の集計、把握はできておりません。ただ、地域包括支援センターに限らず、社会福祉協議会への相談でも見守りに関する御相談は多くなっているようでございます。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。住所を特定していないというわけですね。分かりました。この質問につきましては、実は私の県外の妹が親の相談をして、地域包括支援センターの方には本当にお世話になったということもございますので、県外に出ている方々にとっても地域包括支援センターは頼りになり、また相談しやすい組織であると、そういったこともあり、相談件数も増えているのではないかと思います、質問させていただきました。

見守りに関する相談が多くなっているということですから、実際に一緒に住んでない家族からの相談も増えてきているのではないかなということは想像します。本当に大変な仕事だとは思いますが、県外に住んでる家族にとっては、地域包括支援センターの皆様が親を守っていく、情報を提供し、相談に乗っていただけたところにもなりますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

次に、要介護認定についてお伺いします。

親の介護を考えたとき、要介護認定を受けることとなりますけども、要介護認定についてはどのように認定しているのか、具体的な説明を求めます。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 介護認定は、介護認定審査会で決定されるものでございますが、それまでに介護認定調査員による調査が実施されます。御自宅、施設、病院などを訪問し、62項目にわたるマークシート形式の調査票、これは全国共通のものでございます。これを用い

て調査を行います。南国市では、現在6名の調査員で1か月当たり200件ほどの調査に当たっております。この調査票と主治医の意見書から、これも全国共通の認定ソフトにより、1次判定がなされます。その後に介護認定審査会が開かれます。介護認定審査委員は、医師、歯科医師、保健師、看護師、理学療法士などの医療職やケアマネジャーなどの福祉職の委員から構成されております。南国市では、3つの合議体に5名ずつ、計15名の委員に認定審査員を委嘱しております。介護認定審査会では、1次判定資料を基に認定について検討がなされ、介護認定区分及び認定機関が委員の合議により決定されております。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。調査票と主治医意見書で1次判定されて、その後介護認定審査会で決定されるということですね。実は、この質問をしたのは、調査票作成時にもっと家族の話を聞いてほしいという声がございます、確認させていただきました。私は、介護認定は対象高齢者の方に適した介護を提供するための認定であるというふうに考えております。そのため、適正に評価することが対象高齢者のためであると考えておりまして、実際に調査票を作成する場合は、聞き取りを行って行うと思いますけども、対象者の高齢者の方は、どちらかというとなんでもできるよ、ちょっとできなくても大丈夫だよってというようなお答えが多くなるんじゃないかなというふうに考えてまして、でも実際介護してる御家族の方を見ると、ちょっと全然できてないだけなどという部分もあると思います。

厚生労働省の要介護認定認定調査員テキスト2009（令和4年4月改訂版）がホームページにありましたので、そちらのほうを部分的に確認させていただきました。全165ページありましたので、さすがに全部目を通すことはできませんでしたが、それぞれの調査項目につきまして具体的に評価の仕方が示されており、異なった選択が生じやすい点なども含めて詳しくまとめられておりました。その中に、この調査票を入力する場合の注意点として、できるだけ調査対象者本人、介護者双方から聞き取りを行うように努める。必要に応じて調査対象者、介護者から個別に聞き取る時間を設けるように工夫するとありましたので、私は介護者がこういったところはできてないよねと言っても、対象者本人が、いやいや、できてると言い張っているという場面がイメージできました。そういった場合は個別に聞き取る時間を設けて、介護者の意見を収集するに努めるのだなと想像いたしました。また、独居者や施設入所者につきましても、可能な限り、家族や施設職員等、調査対象者の日頃の状況を把握している者に立会いを求め、できるだけ正確な調査を行うよう努めるともありました。これらから、調査対象者だけでは正確な調査にならないことにつながることを示唆されており、要介護認定の調査票作成時には、

対象者から話を聞くことは当然重要ですが、日頃の状況を把握している介護者等の意見を重要視していただくことが正確な調査につながると考えますので、注意しながら調査票作成をお願いしたいというふうをお願いいたします。

次の質問に移ります。

定期的に介護認定の見直しを、3年ぐらいですか、で見直しを行う必要がありますけども、その場合にツーランク以上落ちる場合もあるとお聞きしました。高齢者なので、当然悪くなることはあっても、どちらかという改善されることはあまりないような感じが私はするんですけど、認定の評価については、地区や人によって異なることがあるのか答弁を求めます。

○議長（岩松永治） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 高齢者の身体状況等は、一般的には加齢とともに衰えてまいります。前回判定時に罹患していた疾患が治癒した、または機能回復訓練を実施したことなどにより、身体状況が改善するケースもございます。しかし、介護認定区分決定時に一番鍵となるのは、当該高齢者への介護に要する時間となっております。すなわち、仮に身体状況が低下し、日常生活動作が全介助になったといたしましても、それ以前は多動で目が離せない状況であったなどという場合は、かえって介護に要する時間が短縮されることもございます。こういったケースにおきましては、身体状況の悪化と介護認定区分の重度化が一致しないこともございます。

介護認定に係る流れは先ほどお答えしましたとおりでございます。認定調査員等の研修につきましては、折に触れ研修に努め、研さんを図っていくようにいたします。介護認定の期間につきましては、短くて6か月から最長48か月までの運用と現在はなっております。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。教えていただきましてありがとうございます。変更になってるわけですね。すいません、私を見た資料のほうが古かったみたいです。申し訳ございません。

重要となりますのは、高齢者の介護に要する時間で、身体的状況悪化と介護認定区分の重度化が一致しないという場合もあるということですね。どのように評価しているのか分かりました。ただ、介護認定区分が下がる場合につきましては、どういった理由で介護時間が短くなっているかなど含めて、御家族などに御説明が必要であろうと考えますので、そういった対応につきましてはよろしくお願ひしたいと思います。また、その後の介護認定審査会で決定するわけですが、極端に変更がある場合、そういったものは体調が変更したものなのか、それと

も聞き取り条件が本当に適切であったのかなどについても十分御確認いただきたいというふう
に考えますので、よろしく願いいたします。

次に移らせていただきますが、瓶岩小学校跡前道路の改修についてでございます。こちらの
ほうも、知り合いのほうから道にコーンが置かれてるんだよというお話を聞きまして、私のほう
としましても確認に行かせていただきました。そのときに、小学生を乗せたお母さんが運転
する車も通っておりまして、生活道なのだなと感じたわけですが、今後改修等する場合、
通行止めとかになることが想定されますが、今後の対応につきましてお伺いします。

○議長（岩松永治） 建設課長。

○建設課長（橋詰徳幸） 御質問の市道南国212号線外山地区道路改良工事の通行止めにつ
きましては、令和6年10月1日から令和6年12月28日まで、歩行者、自転車、二輪車を除く車両
全面通行止めを予定しており、市道を御利用の方々には御不便、御迷惑をおかけすることにな
ります。なお、通行止めに伴う地域住民の皆様への周知につきましては、通行止めのお知らせ
の配布や通行止めに関する予告看板を事前に設置するなどして周知に努めてまいります。以上
です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。地域住民の皆様にできるだけ御不便をかけない
よう、対応をよろしく願いいたします。

次の質問ですが、こちらのほうも地元の方から相談があった関係ですが、高知空港緑の広場
におきまして、雨が降ったら池みたいになって全然使えないというようなことがございまして、
現場のほうを確認に行きました。そうしますと、日頃使ってると思われる部分が、当然地面が
下に下がっておりまして、周囲が下がってないと、つまり中央部が低い状態になっていると
いうことで、雨が降った翌日とかに行くと、池状態というような状況になります。なかなか明渠を
掘って水を流すということも通常できませんので、改善していただきたいと思うんですけども、
こちらのほうにつきましては、市民の健康増進のため空港対策で作られたのではないかと想像
しますが、現在十分整備がされてないというような状況です。ぜひ県のほうに整備をしてい
ただくように要望をお伝えしてほしいと考えておりますが、都市整備課長さん、いかがでしょ
うか。

○議長（岩松永治） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 高知空港緑の広場につきましては、高知県中央東土木事務所河
港管理課が管理をしておりますので、御要望の内容につきましては、当課からも県に対してお

伝えをいたします。

以上です。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） 御答弁ありがとうございました。ぜひよろしく、県のほうに要望を伝えていただきまして、できるだけ早めに改善してもらえるようお願いしたいと思います。

それでは、最後の質問になるんですが、南国市の市民祭であります第36回土佐のまほろば祭りが8月3日に盛大に開催されました。私も久しぶりに参加させていただきましたが、本当に多くの皆様に参加していただき、楽しいひとときを過ごさせていただきました。ただ、祭りが終わりました、出店者料が2万5,000円になっているということをお聞きしまして、驚きました。私が以前、大篠小学校子供会連合会でまほろばに出店していた頃っていうのは、出店者料が6,000円とか9,000円とか、1万円を切っていたと思うんですけども、それが今2万5,000円に上がってるということなんですが、どのような理由でここまで高くなったのか、また商売で店を出されている場合の出店者料が幾らになってるのかお伺いします。

○議長（岩松永治） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 出店料につきましては、議員のおっしゃるとおり、以前は1万円以下の出店料でございまして、その頃は出店者がテントを自前で準備し、設営、撤収等も出店者に行っていた形でございました。また、出店者のテントはほとんどが組立て式のスチールテントでしたが、その後、ワンタッチテントで出店される方が現れました。出店者のテントも含め、会場内のテントが全て設営された後に電灯や各コマへの電力供給等のため、電気配線を各テントの張り伝いにはわせていくのですが、テントの形やサイズが異なると電気配線が難しくなり、また設営後、大雨によって雨水がテントの屋根にたまり、出店者のテントのうち、耐荷重性の弱いテントがその重さに負けてテントがひしゃげ、電気配線に影響を及ぼす事例がございました。そのような経緯があって、昨年、4年ぶりの吾岡山会場での開催に当たり、まほろば祭り運営委員会の出店部会で検討した結果、テントの統一性、安全性を重視して業者にテントの設営を委託することにし、テントの設営に要する経費として税込み1万6,500円を従前の出店料8,000円に加え、出店料を2万5,000円としたものでございます。

また、商売で店を出されている方、高知県移動商業協同組合の方につきましては、まほろば祭りを始めるときに、当時は地域の方々に出店ノウハウが全くないため、出店者が集まらず、祭りが寂しいものになるのではないかと懸念から、移動商組合にお願ひし、場所は構えるものの、テントや電力は自前で用意してもらい、出店料無料で出店していただいたという経緯が

ございまして、現在も出店料はいただいていない状況です。まほろば祭りは出店料や企業等からの協賛金、市補助金をいただき、資材費や人件費が上昇している中、経費節減を図りながら運営しておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（岩松永治） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。テントの委託料金を含めてということですので、以前の出店者料プラステントの料金という形になるのかなというふうに思います。ただ、市長のお話の中でも市民祭って説明もありましたし、本当に多くの市民の皆さんが協力して出店しているということですので、もう少し出店者料が安くないか御検討いただきたいというふうに考えております。

市が依頼して来ていただいている組織についても、当然無料で問題ないと思いますけども、出店者と同様に物を販売している移動商組合、こちらのほうが無料というのはどうなのかなと少し疑問に思います。経緯については理解できましたので、それはそれで当然かなと思うんですけども、やはりもう見直し時期になってきてるんじゃないかとも思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

例えば、今出店者料8,000円で1万6,000円のテント委託料というところで、2万5,000円ということになるんですが、出店者料4,000円とかにさせていただいて、テント込みで2万円ぐらいになれば出店しやすいのかなと。当然ですけど、移動商組合については当然テントとか電気とか、自前で用意していただいていると思いましたが、出店者料4,000円のみという形になれば不公平感もなくなるのではないかなというふうに私は考えております。私は、電気配線の問題とか、先ほどの雨が降ったときの問題とかいろいろあって、現状きちんとしたテントを建てて安全に運営していくということで今の形になったと理解しておりますけども、どちらかというと、それっていうのは運営委員会の立場の考え方かなと、出店者側はどちらかというと運営会の意見に寄り添って了承して、現状協力しているというようなところだと思いますので、少しでも出店者の負担が少なくなるように、ぜひ御検討いただきたいとお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。執行部の皆様、御答弁ありがとうございました。

—*—

○議長（岩松永治） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明13日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 時40分 延会